

令和3年1月8日

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援部 子育て支援課
保 育 課

緊急事態宣言発出に伴う葛飾区内保育施設の利用について

新型コロナウイルス感染症の感染者急増に伴い、国は、令和3年1月7日、東京都など1都3県を対象に、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発出しました。

今回の緊急事態宣言は、経済活動を大幅に制限した前回の宣言とは異なり、感染リスクが高いとされる飲食店等を中心に時間短縮営業などに限定した内容となっております。

そのため、保育施設は、従来から実施している感染拡大防止策を徹底し、通常保育を実施いたします。

保護者の皆様におかれましては、手洗い、マスク着用等の感染防止対策を実施いただくとともに、お子様やご家族の体調管理について改めてお願いいたします。

また、以下について、引き続きご理解をお願いいたします。

- 1 お子様に発熱がある場合は、登園を控えていただきますようお願いいたします。

また、お子様に咳や鼻水等の風邪症状のある場合は、保護者様自身が発熱していないか等、ご自身の健康状態を確認していただき、ご不安な点がある場合は、お子様の登園を控えていただき、あるいは医療機関へご相談をいただきますようお願いいたします。

- 2 次の場合は、保育園に速やかにご連絡ください。

- ・園児および同居家族（保護者やきょうだい等）がPCR検査等新型コロナウイルスの検査を受けた場合
- ・園児および同居家族が、濃厚接触者になった場合

検査を受けた場合や濃厚接触者になった場合は、保育園が検査を受けることになった経緯や検査日・検査結果日、検査する医療機関、同居家族の状況（きょうだいがいる場合は学校等の名称）をお聞きします。

また、きょうだいが登園・通学している施設にもご連絡をお願いいたします。